

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 7 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 4 条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長(総務部長を除く。)、室長、研修主事及び研修助手</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(医療職給料表の適用範囲)</p> <p>第 9 条 医療職給料表(1)は、保健福祉部、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局、保健所、福祉総合相談センター、環境保健研究センター、<u>都南の園</u>又は精神保健福祉センターに勤務し、医療業務又はこれに準ずる業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。</p> <p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部、保健所、<u>都南の園</u>、学校等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p> <p>(2) [略]</p> <p>第11条 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部、保健所、福祉総合相談センター、児童相談所、<u>都南の園</u>等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、看護師及び准看護師</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 4 条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長(<u>企画総務部長</u>を除く。)、室長、研修主事及び研修助手</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(医療職給料表の適用範囲)</p> <p>第 9 条 医療職給料表(1)は、保健福祉部、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局、保健所、福祉総合相談センター、環境保健研究センター又は精神保健福祉センターに勤務し、医療業務又はこれに準ずる業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。</p> <p>第10条 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部、保健所、学校等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士その他別に指定する医療技術員</p> <p>(2) [略]</p> <p>第11条 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の保健福祉環境部、保健所、福祉総合相談センター、児童相談所等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、看護師及び准看護師</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。